

令和7年10月 1日以降の 浄化槽設置申請にご注意ください！

<令和7年10月 1日> 浄化槽法定検査料金 が改定されます。

※9月中の設置申請時にご提出いただく『浄化槽維持管理標準契約書』は改定前料金となります。
用紙の取り換え部数等にご注意ください。

1. 法定検査料金 について

令和 7 年 8 月 29日付の徳島県報告示に基づき、令和 7 年 10 月 1 日 から浄化槽法定検査料金が改定されます。
改定料金は以下のとおり(下表)となります。

処理対象人員 (人槽)	7 条検査料金 (単位:円)		11 条検査料金 (単位:円)		7条11条検査料金計 (単位:円)	
	改定前料金	改定料金	改定前料金	改定料金	改定前料金	改定料金
10 人以下	9,000 →	12,000	5,000 →	6,000	14,000 →	18,000
11 人～20 人	11,000 →	16,000	7,000 →	8,000	18,000 →	24,000
21 人～50 人	11,000 →	18,000	8,000 →	9,000	19,000 →	27,000
51 人～500 人	15,000 →	27,000	12,000 →	15,000	27,000 →	42,000
501 人以上	20,000 →	39,000	17,000 →	21,000	37,000 →	60,000

徳島県報告示(令和7年8月29日付)

2. 10月 1日以降の 浄化槽設置手続き時の予納金額について

法定検査料金の改定に伴い、浄化槽設置申請時に納付いただいている「7 条検査料金」及び「11 条検査料金(初回分)」につきましても、料金に変更されます。

令和 7 年 10 月 1日以降の設置手続き分から上表の改定料金(赤枠料金)が適用されます。

お手続きの際はくれぐれもご注意くださいませうよろしくお願ひ申し上げます。

※9月中に設置手続きいただきます申請分に関しては改定前の検査料金の適用となりますのでご注意ください。

3. 浄化槽設置手続き時に添付いただいている『浄化槽維持管理標準契約書(10人槽以下用) 』について

設置申請の際に用いる『浄化槽維持管理標準契約書(10人槽以下用)』に関しまして、様式内「③法定検査料」に「5,000円」の金額が初期印字されております。10月 1日以降の設置手続きでは、改定前金額での書類では受付できません。
誠ににお手数をおかけしますが、下記の通り事前のお手続きをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

対応①

お急ぎ(9月16日までに『改定後料金の標準契約書』が必要) の場合。

ご使用前の『浄化槽維持管理標準契約書』を、最寄りの支所窓口にお持ちください。
金額の訂正対応をさせていただきます。 ※例①

ご使用の際には**設置者の訂正印も必要となります**のでご注意ください。 ※例②

例① 金額の訂正 4枚複写全て

□ 2) 委託料を個別に支払う場合 [4]	
項 目	年間委託料(税込額)
①保守点検料	円
②清 掃 料	円
③法定検査料 (11条検査料) ※非課税	6,000 = 5,000 円

センター
訂正印

例② ご使用の際(要:設置者印) 4枚全て

□ 2) 委託料を個別に支払う場合 [4]	
項 目	年間委託料(税込額)
①保守点検料	円
②清 掃 料	円
③法定検査料 (11条検査料) ※非課税	6,000 = 5,000 円

設置者
訂正印

センター
訂正印

対応②

お急ぎでない(9月16日以降『改定後料金の標準契約書』が必要) の場合。

ご使用前の『浄化槽維持管理標準契約書』を、最寄りの支所窓口にお持ちください。
改定後金額の『浄化槽維持管理標準契約書』と取り換えさせていただきます。

令和7年10月1日以降の 浄化槽設置申請にご注意ください！

4. 浄化槽設置手続時に添付いただいている『浄化槽維持管理標準契約書(11～50人槽以下用)』について

11人槽～50人槽以下の設置申請の際に用いる『浄化槽維持管理標準契約書(11～50人槽以下用)』に関しまして、様式内の注釈に、改定前の料金が印字されております。(注2)＜11条法定検査料金＞

誠にお手数をおかけしますが、下記対応の通り事前のお手続きをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

対応①

お急ぎ（9月16日までに『改定後料金の標準契約書』が必要）の場合。

ご使用前の『浄化槽維持管理標準契約書(11～50人槽以下用)』を、最寄りの支所窓口にお持ちください。金額の訂正対応をさせていただきます。 ※例①

ご使用の際に、設置者の訂正印は不要です。「③法定検査料」に改定後の金額をご記入ください。例②

例①

(注2)＜11条法定検査料＞			
11～20人槽	セラー	8,000円	8,000
21～50人槽	訂正印	9,000円	9,000

例② 50人槽の受付の場合

(注2)			
③法定検査料 (11条検査料) ※非課税	9,000	円	1. 2. 3.

処理対象人員 (人槽)	11条検査料金 (単位:円)	
	改定前料金	改定料金
11人～20人	7,000 →	8,000
21人～50人	8,000 →	9,000

対応②

お急ぎでない(9月16日以降『改定後料金の標準契約書』が必要)の場合。

ご使用前の『浄化槽維持管理標準契約書(11～50人槽以下用)』を、最寄りの支所窓口にお持ちください。改定後金額の『浄化槽維持管理標準契約書(11～50人槽以下用)』と取り換えさせていただきます。

5. 51人槽以上の浄化槽設置手続時に添付いただいている『浄化槽法定検査契約書』について

51人槽以上の浄化槽設置申請の際に用いる『浄化槽法定検査契約書』に関しまして、様式内の検査料金に改定前の料金が印字されております。

対応

9月16日以降 改定後料金の『浄化槽法定検査契約書』の取り換えをお願いします。

ご使用前の『浄化槽法定検査契約書』を、最寄りの支所窓口にお持ちください。改定後金額の『浄化槽法定検査契約書』と取り換えさせていただきます。

検査料	☒ 6,000円 (10人槽以下)	☐ 8,000円 (11～20人槽)	☐ 9,000円 (21～50人槽)	☐ 15,000円 (51～500人槽)	☐ 21,000円 (501人槽以上)
支払方法	1. 入金済(初回分)	2. 自動振替	3. 振込	4. 検査時に現金で支払	

※改定金額での用紙の販売、および交換は、令和7年9月16日以降でお願いします。